平成２３年４月２０日

消　　費　　者　　庁

公表資料の一部修正について

平成２３年４月１２日に配布しました「消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について」を別紙のとおり修正します。

【担当】:　消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当　直通：03-3507-9204）
（補佐）中嶋　誠
（係長）榎本　正敏

「消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について（4月12日）　（別紙）

1.「別紙　2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
　株式会社ニッセンが輸入した美容用具について（管理番号A200800217）」

訂正前	訂正後
（事業者名） 株式会社ニッセン （事故内容） 当該製品を使用していたところ、肌に接触していた部分が赤くなりかゆみが出たため使用を中止した。 事故原因は、通気性のない当該製品を長時間装着したことにより、接触面の吸引力と皮膚の発汗等により炎症が生じたものと考えられる。 また、使用時間に関する説明が不十分であったことも影響している。 なお、事業者は、事故発生後に販売する製品の取扱説明書に追加記載し、販売店にも補足説明書を送付した。	（事業者名） 株式会社ニッセン（輸入事業者） （事故内容） 当該製品を使用していたところ、肌に接触していた部分が赤くなりかゆみが出たため使用を中止した。 事故原因は、通気性のない当該製品を長時間装着したことにより、接触面の吸引力と皮膚の発汗等により炎症が生じたものと考えられる。 また、使用時間に関する説明が不十分であったことも影響している。 なお、事業者は、事故発生後に販売する製品の取扱説明書に追加記載し、購入者にも補足説明書を送付した。

（訂正理由）
資料作成中の確認ミスによるもの。